

# 社会福祉法人朝霞市社会福祉協議会マスコットキャラクター 「アーシャ♥るくるん」イラスト使用要綱

## (目的)

第1条 この要綱は、社会福祉法人朝霞市社会福祉協議会（以下「協議会」という。）が保有するマスコットキャラクター「アーシャ♥るくるん」のイラスト（以下「イラスト」という。）をチラシ・ポスター等に活用することにより、協議会を身近で親しみやすい団体にするを目的とし、イラストの使用について必要な事項を定める。

## (使用対象者)

第2条 使用対象者は、協議会が主催、共催、後援するイベント等を行う朝霞市内の福祉関係団体のほか、協議会が適当と認める団体とし、個人の使用は認めないものとする。

## (使用の申請等)

第3条 イラストの使用を申請する者（以下「申請者」という。）は、イラスト使用承認申請書（様式第1号）に必要書類を添付し、使用を開始する7日前までに協議会の地域福祉課へ提出するものとする。

## (使用の承認等)

第4条 協議会は前条の申請が適当と認められるときは、イラスト使用承認通知書（様式第2号）をもって、申請者に対してイラストの使用を許可するものとする。また、審査の結果、使用を承認しないときは、申請者に使用不承認通知書（様式第3号）により通知することとする。

## (使用上の遵守事項)

第5条 イラストを使用する者（以下、使用者という。）は、イラストの使用にあたり、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 協議会の定めるデザインを使用すること。なお、使用できるイラストは別途定める。
- (2) 定められた色、形などを正しく使用し、デザインの改変等、応用使用はしないこと。
- (3) イラストの近くに『朝霞市社協マスコット「アーシャ♥るくるん」』と表記を付すこと。
- (4) 営利目的の活動には使用しないこと。ただし福祉施設・企業が社会貢献を目的に行う場合はこの限りではない。
- (5) イラストを第三者に譲渡、または転貸しないこと。
- (6) 承認された用途にのみ使用し、協議会の指示する使用条件に従うこと。
- (7) 承認に係る物品等の完成見本を速やかに協議会に提出すること。ただし、完成見本の提出が困難なものについては、その写真の提出をもって代えることができる。
- (8) 使用期間を遵守すること。
- (9) その他、協議会が特に付した条件に従って使用すること。

(使用承認の取消)

第6条 協議会は、使用者が第5条第1項に定める事項を遵守しなかったとき、又はその他この要綱に違反したときは、その承認を取り消すことができる。

また、使用承認の取り消しにより使用者に損害が生じても、協議会はその責めを負わない。

(損害賠償)

第7条 使用者がキャラクターの使用により使用者又は第三者に対し損害が生じた場合、協議会は一切その責めを負わない。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は会長が別に定める。

附則

この要綱は、平成27年1月1日から施行する。

## 「アーシャ♥るくるん」イラスト使用承認申請書

平成 年 月 日

(あて先)

社会福祉法人

朝霞市社会福祉協議会会長

(申請者)

団体名

代表者名

㊟

下記のとおり、朝霞市社会福祉協議会マスコットキャラクター「アーシャ♥るくるん」のイラストを使用したいので申請します。

### 記

使用目的等	氏名	
	住所	
	電話番号	
	携帯電話	
使用者	対象物	
	目的	
	内容	
	期間	平成 年 月 日 ~ 平成 年 月 日
	添付書類 (図案・原稿等)	
	備考	

※私\_\_\_\_\_は、朝霞市社会福祉協議会マスコットキャラクター「アーシャ♥るくるん」イラスト使用要綱に同意しました。

平成 年 月 日

## 「アーシャ♥るくるん」イラスト使用承認通知書

様

社会福祉法人  
朝霞市社会福祉協議会  
会 長

（公印省略）

平成 年 月 日付で申請のありました朝霞市社会福祉協議会マスコットキャラクター「アーシャ♥るくるん」のイラストの使用については、下記の通り承認します。

### 記

使用期間	平成 年 月 日 ～ 平成 年 月 日
承認用途	
備 考	

※朝霞市社会福祉協議会マスコットキャラクター「アーシャ♥るくるん」イラスト使用要綱を遵守すること。

平成 年 月 日

## 「アーシャ♥るくるん」イラスト使用不承認通知書

様

社会福祉法人  
朝霞市社会福祉協議会  
会 長

(公印省略)

平成 年 月 日付で申請のありました朝霞市社会福祉協議会マスコットキャラクター「アーシャ♥るくるん」のイラストの使用については、下記の理由により不承認といたします。

記

理 由